平成３０年（フ）第２０１号
愛知県愛知郡東郷町三ツ池４－５－１　ハイヒルズＢ棟102、住民票上の住所愛知県瀬戸市平町３丁目13番地　レオパレス效範　101
債務者　山口　文彦
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２３１号
愛知県半田市有楽町３―66　レオパレスベルフラット101号室、住民票上の住所青森県三沢市大字三沢字下久保59番地147号　パークサイドホームＢ号棟
債務者　平尾　一弘
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２６９号
札幌市南区藤野１条８丁目17番８号
債務者　大友　崇志
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２７０号
札幌市南区藤野１条８丁目17番８号
債務者　大友　真希（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２４６号
札幌市豊平区月寒中央通６丁目１番12―603号
債務者　福原　大輔
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３７２号
北海道北広島市美沢２丁目６―10　藤ハイツ第10　205号室、住民票上の住所北海道釧路郡釧路町河畔２丁目87番地
債務者　松永さとみ
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３８０号
札幌市東区北11条東12丁目１番25―702号
債務者　藤井　直人
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４１９号
札幌市北区篠路町篠路340番地
債務者　小笠原和子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４５６号
札幌市東区北26条東２丁目３番13―405号
債務者　鎌田　佳子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４５９号
札幌市中央区南４条西13丁目１番24―302号
債務者　上西　大樹
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４６５号
札幌市手稲区新発寒３条２丁目８番19号　ソレイユ新発寒１－Ｃ号
債務者　日向　香織（旧姓彌左・山ケ鼻）
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４６９号
札幌市西区福井５丁目21番13号　中村マンション201号
債務者　髙橋　俊雄
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４８１号
札幌市西区西野１条９丁目２番２号　第５竹道ハイツ６号
債務者　平賀　千紋
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４９０号
札幌市白石区本通２丁目北５番９号　プラザイン本通206号
債務者　小林　昭生
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４０号
釧路市芦野２丁目14番７号　イシダハイツＡ－１号
債務者　宮下幸太郎
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第６２号
北海道川上郡弟子屈町泉４丁目２番13－１号、申立前の住所北海道川上郡弟子屈町美里４丁目12番２－１号
債務者　武山　順子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第６１号
群馬県伊勢崎市曲沢町1023番地
債務者　狩野　貴行
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係